

## 所沢市トコトコ健幸マイレージ事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、「所沢市トコトコ健幸マイレージ事業（以下「本事業」という。）」の実施に関して必要な事項を定め、市民一人ひとりが健康で幸せを感じながら、いつまでもいきいきと地域で暮らすことのできる「健幸長寿のまち」の実現に資することを目的とする。

### (参加者の資格条件)

第2条 本事業の参加者（以下単に「参加者」という。）の資格条件は、所沢市内に住所を有する満18歳以上の者とする。

### (参加の申込み)

第3条 本事業への参加を希望する者は、「コバトンALKOOマイレージ」のスマートフォンアプリから所沢市を所属として、WEBにより申し込むものとする。また、この申し込みをもって、参加者はこの要領に同意したものとみなす。

2 市長は、申込みを受けた事項に虚偽があったときは、本事業への参加を認めないことができる。

### (市が独自に定めるポイント)

第4条 市は、参加者の活動に応じて市が独自に定めるポイント（以下「市独自ポイント」という。）を付与する。市独自ポイントは次の各号に掲げるとおりとし、活動のあった月の翌月に参加者に付与する。

#### (1) 歩数アップポイント

月の一日あたり平均歩数が前月の一日あたり平均歩数と比較して増加したとき又は月の一日あたり平均歩数が8,000歩以上のとき、10ポイントを付与する。歩数アップポイントの付与は、月に1回を限度とする。

#### (2) イベント参加ポイント

市が指定する健康づくりに関する事業に参加したとき、10ポイントを付与する。イベント参加ポイントの付与は、一事業につき一年度に1回を限度とする。

#### (3) 続けて参加ポイント

2,000歩以上歩いた日が一日以上あるとき又は前号のイベント参加ポイントの付与対象となったとき、10ポイントを付与する。続けて参加ポイントの付与は、月に1回を限度とする。

- 2 市は、何らかの理由により、活動のあった月の翌月以後に参加者の活動データに変更が生じた場合であっても、市独自ポイントの追加の付与又は付与した市独自ポイントの取消のいずれも行わない。
- 3 参加者は、保有する市独自ポイントをほかの参加者に譲渡し、又は参加者間で共有することはできない。

(市独自ポイントの有効期限)

第5条 市は、毎年2月1日から翌年の1月末日までの活動に対して、市独自ポイントを付与する。

- 2 市独自ポイントの有効期限は、毎年1月末日までとする。

(市が独自に用意する景品)

第6条 市は、市民の本事業への参加及び参加者の活動継続を促すため、独自の景品を用意する(以下「市独自景品」という。)。市独自景品の選定に当たっては、誰もが利用しやすく活動への意欲を高めるものとするよう努め、予算の範囲内で選定する。

- 2 当選の通知及び市独自景品の送付は、本事業の登録住所宛て郵送により行う。

(抽選)

第7条 市は、次の各号に掲げる参加者を対象に、市独自景品の当選者を決める抽選を行う。なお、次の各号のいずれにも該当する参加者が重複して抽選対象となることを妨げない。

- (1) 前年の2月1日から1月末日までに、初めて本事業に参加した者
  - (2) 1月末日時点で、市独自ポイントを150ポイント以上保有する参加者
- 2 市は、毎年2月に抽選を実施する。
  - 3 市は、予告なく市独自景品の内容を変更する場合がある。

(当選の無効)

第8条 市は、当選者が長期の不在、登録住所の誤り等のため市独自景品を受領できなかったときは、当選を無効とする。

- 2 当選が無効となった参加者の市独自景品は無効とし、ほか参加者に当選させるための再度の抽選は行わない。

(市独自ポイントの取消等)

第9条 市長は、参加者が次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、参

加者に事前に通知することなく、参加者が保有する市独自ポイントの一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) この要領に違反したとき
  - (2) その他違法又は不正な行為があったとき
- 2 市独自ポイントは、参加者の本事業からの退会により消滅する。
  - 3 市長は、取消又は消滅した市独自ポイントについて補償せず、一切の責任を負わない。

#### (退会)

第10条 参加者は、「コバトンALKOOマイレージ」のスマートフォンアプリからWEBにより退会手続きを行うほか、次の各号のいずれかに該当したときは、本事業から退会したものとする。

- (1) 参加者本人から退会の申し出があったとき
- (2) 第2条に該当しなくなったとき
- (3) その他市長が必要と認めたとき

#### (個人情報の取扱い)

第11条 市は、参加者から取得した個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守する。

- 2 市は本事業で得た個人情報を、市の実施する健康づくりに関する事業の通知、本事業に関する重要なお知らせの送付、アンケート調査及び景品の発送に使用する。
- 3 市は、個人を特定した活動データ及びアンケート調査結果等の公表を一切行わない。

#### (健康効果検証)

第12条 市は本事業の健康効果を検証するため、所沢市国民健康保険又は埼玉県後期高齢者医療制度の被保険者であって本事業に参加する者の活動データ、アンケート調査結果、健康診断結果及び医療費に係るデータを使用する。

#### (変更等)

第13条 市長は、やむを得ないと認めるときは、予告なく本事業を変更し、中断し、又は終了することができる。

#### (所管)

第14条 本事業は、健康推進部健康づくり支援課及び国民健康保険課が所管

する。

(定めのない事項等)

第15条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年2月1日から施行する。